

# 世田谷文学館 出張展示キット「移動文学館」貸出要領

令和4年 4月1日  
館長 決定

(趣旨)

第1条 世田谷文学館（以下、「当館」という）では教育普及事業のひとつとして、学校教育活動の支援や鑑賞教育の推進、地域交流の促進、読書への誘いを目的に、出張展示キット「移動文学館」の貸出を行う。

(貸出内容)

第2条 この要領において貸出対象となる出張展示キットの種類・内容・付属品等については、「貸出案内パンフレット」（別紙1）の通りとする。

(利用施設)

第3条 貸し出すことができるのは、下記の施設とする（以下、「利用施設」という）。ただし、有償による展示を目的とする場合を除く。

(1) 教育機関等の公的施設

小学校・中学校・高等学校などの教育機関、幼稚園・保育園・学童保育施設、図書館、社会教育関係団体、青少年教育施設、公民館、博物館施設等

(2) 民間団体等

書店、カフェ、ギャラリー等の民間施設ほか、世田谷文学館が認めた団体（個人への貸出は行わない）

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、展示期間と搬送期間を含めたものとする。原則として2週間から1か月間とし、年度をまたがないものとする。

(貸出申請)

第5条 貸出を希望する利用施設は、事前に当館の担当者に電話またはメールにて空き状況を確認の上、当館ホームページにて「貸出申請書」（別紙2）をダウンロードし、申請受付開始日以降、貸出希望日の1か月前までに当館にFAXまたはメールで提出する。申請受付開始日は下記の通り。

(1) 世田谷区立施設

貸出を受けようとする年度の4月1日。

(2) その他の施設・団体

貸出を受けようとする年度の7月1日。

(貸出の承認)

第6条 当館は申請書を先着順に受け付け、貸出を認める場合には、FAXまたはメールにて「貸出承認書」（別紙2下欄）を送付する。

(貸出の手続き)

第7条 当館は、定められた貸出予定日に出張展示キットを搬出できるよう、運送の手配を

行う。

(返却の手続き)

第8条 貸出を受けた利用施設は、定められた期日までに出張展示キットを当館に返却する。

(貸出にかかわる費用)

第9条 貸出料は無料。出張展示キットの運送に必要な往復の輸送費および展示にかかわる一切の費用は貸出を受ける利用施設の負担とする。展示設営は貸出を受ける利用施設が行うものとする。そのほか、展示にかかわる一切の費用は貸出を受ける利用施設の負担とする。

\*世田谷区内の「(1) 教育機関等の公的施設」に関しては、輸送費は無料とする。うち世田谷区内の小学校・中学校・高等学校などの教育機関、幼稚園・保育園・学童保育施設については、輸送費に加え、展示設営にかかわる費用も無料とする。

(貸出条件)

第10条 貸出に際し、以下の条件を順守すること。

(1) 貸出を受ける機関の責任において保管・展示すること。出張展示キットの複製及び転貸は禁止とする。

(2) 「貸出申請書」に記載した目的以外のために使用しないこと。また、「貸出申請書」に記載した場所以外では使用しないこと。

(3) 紙媒体やWEB媒体等で、出張展示キットを利用した事業の広報を行う場合には、事前に当館担当者の確認を受けること。広報印刷物等には「展示協力：公益財団法人せたがや文化財団 世田谷文学館」のクレジットを明記し、印刷物は当館に送付すること。

(4) 出張展示キットを撮影した画像を使用する場合には、事前に当館担当者との協議すること。

(5) 展示会場には可能な限り、当館の広報物も併せて掲示・設置すること。

(6) 貸出期間満了の日までに、梱包等を含め、貸出時の状態に復して返却すること。

(7) 貸出期間満了前であっても、「貸出申請書」に記載した内容に事実と異なる箇所が認められた場合など、当館の判断により返却を命じたときは、その指示に従ってただちに返却すること。

(8) 使用実績の「実施報告書」(別紙3)を、展示終了から2週間以内に提出すること。

(9) 紛失または破損したときは、ただちに当館まで報告するとともに、その指示に従うこと。その原因が貸出を受ける利用施設の故意または重大な過失によるものであると当館が認めたときは、貸出を受けた利用施設はその負担において、その損害を弁償すること。

(10) 貸出を受けた利用施設が管理する会場において発生した展示期間(展示設営・撤去期間含む)中の事故等については、当館は一切の責任を負わないものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和5年5月1日から施行する。